

○千曲市障害者計画策定委員会要綱

平成19年2月28日

告示第8号

改正 平成29年8月23日告示第87号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により千曲市障害者計画を策定するため、千曲市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員の代表
- (2) 保健、福祉団体等の代表者
- (3) 障害者団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長、副会長それぞれ1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、千曲市障害者計画の策定が終了するまでの間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月23日告示第87号）

この告示は、平成29年8月23日から施行する。